

令和4年度 一般財団法人 長野県科学振興会助成金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は一般財団法人長野県科学振興会定款第4条第1項第1号の規定に基づく助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付申請手続き)

第2条 助成金の交付を受けようとする者は、科学研究費助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて一般財団法人長野県科学振興会代表理事(以下「代表理事」という。)に提出しなければならない。

(1) 発明者・研究者等の履歴概要書(様式第2号)

(2) 発明・研究等計画概要書(様式第3号)

※ 書類審査のため、計画の内容は、別の書面(様式は特に定めない、A4で形式は自由)により詳細かつ明確に記載し、書類審査できるようにすること。なお、記載不十分の場合は、審査の対象外となることがある。

(3) 科学研究費助成金收支予算書(様式第4号)

(4) 当該発明・研究等の実施に当たって指導者又は助言者がある場合は、指導者・助言者の履歴・概要書(様式第5号)

(5) 当該申請に対する推薦がある場合には推薦書

(6) 申請事項に類似する既得の業績・発明等がある場合は、その文献等の概要を記載した書類

2 前項の申請書の提出部数は1部とし、一般財団法人長野県科学振興会事務局(長野県庁内)へ郵送又は持参で提出する。

(助成金交付決定)

第3条 代表理事は助成金交付申請書を受理したときは、助成金の交付に関する決定を行い、その旨をその者に通知するものとする。

2 代表理事は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ一般財団法人長野県科学振興会審査会に対して諮詢するものとする。

(計画の変更)

第4条 助成金の交付決定通知を受けた者が、その後において、その助成に関わる発明・研究等の計画に関し重要な事項を変更しようとするときは、審査会の承認を得なければならない。

(助成金の使途制限)

第5条 交付を受けた助成金は、その発明・研究等に直接必要とする経費以外に使用してはならない。

(実績報告書等)

第6条 助成金の交付を受けた者が、発明・研究等を完了したときは、発明・研究等成果報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

科学研究費助成金収支決算書(様式第7号)

- 2 助成金の交付を受けた者は、当該年度内に発明・研究等が完了せず、次年度以降に引き続きこれを行う場合にあっては、年度内に速やかに、発明・研究等経過報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

科学研究費助成金収支計算書(様式第9号)

(助成金の額の確定)

第7条 代表理事は、前条に規定する書類を審査して交付すべき助成金の額を確定し、その旨をその者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、確定に係わる事項が前条第2項に該当するものであるときは、原則として当該年度に係わる部分につき確定するものとする。ただし、既に概算により助成金の全額を交付されている場合には、確約書の提出を求めるものとする。

(経理の調査等)

第8条 代表理事は、必要があるときは、助成金の交付を受けた者に対し、助成金経理の状況及び発明・研究等の状況を調査し、並びに報告を求めることができる。

(刊行の報告等)

第9条 助成金の交付を受けて発明・研究等に従事する者が、その助成金による発明・研究等の経過若しくは結果の全部若しくは一部を刊行し、又は掲載する場合は、一般財団法人長野県科学振興会発明・研究費助成金による研究成果である旨を明記するとともに、その刊行又は掲載の事実について代表理事に報告しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けて発明・研究等に従事する者が、その助成金による発明・研究等の成果に関して特許権又は実用新案権を得たときは、その事実について代表理事に報告しなければならない。

(取消しまたは返還)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には代表理事は、助成金の交付の決定の通知又は助成金の交付を受けた者に対し、助成金の交付の決定の全額若しくは一部を取消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金による発明・研究等を中止した場合
- (2) 助成金による発明・研究等を遂行する見込みがなくなった場合
- (3) 第4条から第6条まで及び第9条の規定に違反した場合
- (4) この規程の規定に基づいて、代表理事のなした指示に違反した場合

(補 則)

第11条 この規程の実施のため必要がある事項については、代表理事が別に定める。